令和3年度 調理從事者等研修会

健康増進法と給食施設開始届

佐世保市健康づくり課 管理栄養士

健康増進法とは…

• 平成14年(2002年)に制定。

• 国民の健康増進のための施策を定めた法律。

健康増進法の中の特定給食施設に関する項目

- •第20条 特定給食施設の届出
- •第21条 特定給食施設における栄養管理
- •第22条 指導及び助言
- •第23条 勧告及び命令
- •第24条 立入検査等

届出が必要な施設

①健康増進法第20条の規定により 特定かつ多数の者に対して、継続的に

1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設 (=特定給食施設)

②佐世保市健康増進法施行細則第8条の規定により 特定かつ多数の者に対して、継続的に 1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設であって、 特定給食施設でない施設 (=その他の給食施設)

栄養管理報告書の提出

・第24条第1項の規定に基づき、佐世保市健康増進法施行細則第7条で規定されている。

・毎年6月に特定給食施設の状況に関し、報告をする。 (6月1日~6月30日までの状況報告のため、提出は7月)

• 給食施設の状況把握や巡回指導時の資料として活用

給食施設巡回指導の実施

- 第24条の規定に基づき実施。
- ・栄養指導員(健康づくり課管理栄養士)による関係書類の 確認、厨房内の確認。
- •後日、給食施設宛てに「給食施設調査指導票」にて結果の 通知を行う。
- 施設側は指摘事項について改善に努める。

各種研修会の案内

•調理從事者等研修会

※対象は健康づくり課から案内が送付された 施設の職員のみ。

給食施設開始届について

①健康増進法第20条の規定により 特定かつ多数の者に対して、継続的に

1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設 (= 特定給食施設)

②佐世保市健康増進法施行細則第8条の規定により 特定かつ多数の者に対して、継続的に

1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設であって、特定給食施設でない施設 (=その他の給食施設)



- 届出の名称: 給食施設開始届
- 事業の開始の日から1か月以内に提出する。
- ※給食施設開始届の様式、その他各種様式は市HPでも公開しています。

給食施設開始届の必要事項

- ・健康増進法施行規則 第6条1~6により規定
- 1. 給食施設の名称
- 2. 給食施設の所在地及び電話番号
- 3. 給食施設の種類
- 4. 給食の開始日または開始予定日
- 5. 1日又は各食ごとの給食対象数(予定給食数)
- 6. 管理栄養士及び栄養士の員数

届出の内容に変更が生じた場合

• 届出の名称: **給食施設変更届**

休止もしくは廃止または再開の場合

- ・届出の名称: 給食施設(休止・廃止・再開)届
- 定員の変更があり、基準を満たさなくなった場合は廃止として 届出をする。

各種様式は市役所ホームページでダウンロードできます。

在世保市 給食施設

検索

e - Gov[イーガブ] 内で

健康增進法

検索

健康増進法もインターネットでダウンロード可能です。